

平成21年度 教育執行方針

3月5日に開催された
「第1回日高町議会定例会」で
佐々木光由教育長は
教育委員会所管行政の
執行方針を述べました。

生きがいをもつた
学び合い

『学校』『家庭』『地域』



平成21年度の予算を審議する日高町議会定例会に当たりまして、教育委員会の所管行政の執行方針についてご説明申し上げ、ご理解とご支援を賜りたいと存じます。

今、教育界を取り巻く環境は、平成19年の教育基本法改正にはじまり、教育三法が改訂されたことにより、教育に関するこれまでにない大きな変革が進められております。

中でも、学習指導要領の改訂は、学校教育におけるこれまでの「ゆとり教育」からの転換を果たすことで、我が国の次代を担う子どもたちに、より高い水準の豊かな教育を確保するために必要なこととされています。

当町におきましても、これらの実現に向けて学校・家庭・地域との共通理解を図り、連携を深める中で、学校教育の充実に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、社会教育においては、町民の主体的な学習やスポーツ・文化活動に対する支援を通し、生涯学習の充実による人づくり、地域づくりが

必要であります。

こうした観点から家庭、学校、地域が一体となつた連携のもとに、生きがいをもつた学び合いのできる環境づくりを行ない、より一層の生涯学習社会の推進に努めてまいります。

学 校 教 育

それでは、まず小中学校教育について申し上げます。

文部科学省では、平成3月に小・中学校の学習指導要領の改訂を行い、新学習指導要領は、小学校で平成23年度から、中学校で平成24年度から全面的に実施することを公表いたしました。これを受け、現行指導要領から新学習指導要領に移行するために必要な措置を本年度から一部を先行して実施することとなりました。

今回の改訂は、現行の学習要領に対する反省に立つた内容となつており、従来の「生きる力」を継承しながら、知識・技能の習得と思考力・判

